

第5章 施策の推進

1 施策の推進の方向性

(1) 県の部局間における調整

水環境に係る施策は、行政のあらゆる部門にまたがっており、県は、それぞれの施策や事業の効果をより高めるために、関係部局間の連絡調整を図るとともに、施策や事業について評価検討を行います。

(2) ごみゼロおおいた作戦の展開

本指針に係る施策や事業については、県民、事業者、民間団体、行政等が協働し、大分県の美しく快適な自然環境を守り育て、さらに将来の世代に引き継いで行くことを目的とした「ごみゼロおおいた作戦」の中に位置付けし、県民総参加により、地域に根ざした環境の保全と創造に向けた取組を推進します。

(3) 情報の共有

県は、施策や事業の計画段階で、県民に情報の公開をし、積極的に県民の意見を聴き、県民の考え方を目標の実現に生かして行きます。

(4) 市町村との連携

市町村は、地域の住民と深い関わりを持っており、特に、市町村合併が着実に進展し、行政の枠組みが大きく変わろうとしている中、施策や事業の円滑な推進を図るため、県は、市町村と密接に連携して取組を推進します。

2 県民と連携した施策の推進

(1) 各主体の取組みの方向性

① 県民

地域の水環境保全については、一人ひとりの生活排水対策やごみの排出抑制等に負うところが大きく、ふるさとの清流を守るという意識のもとに、水環境改善への積極的な参加が期待されています。また、水環境施策の策定に当たっては、地域住民の自発的な発案や合意形成が反映されることにより、地域住民全体からなる自発的な水環境保全活動が推進されます。

② 事業者

事業者は、自らの事業活動が流域の水環境に及ぼす影響を認識し、負荷の低減に努めるとともに、地域住民と連携して水環境保全活動に取り組むという社会的使命を担っています。

③ 民間団体

県民、事業者などにより組織された環境NPO等の民間団体は、事業者や行政など既成の枠を超えた独自の取組を展開することが期待されております。民間団体の活動を推進して行くためには、組織の活動の中核となる有能なリーダーの存在が必要であり、活動家等を対象とした環境教育・学習を推進します。

④ 行政

県民、事業者、民間団体による自主的な水環境保全活動を促進するために、各種行政情報を提供し、各主体間の連携や情報交換を図ります。また、県が行う施策や事業について、水環境保全の観点から部局間の連絡調整や評価検討を行います。

(2) パートナーシップのもとでの連携

① 水環境に係る課題や情報の共有化

県は、住民参加による水環境保全活動を推進するため、水環境に係る課題の分析や公平で正確な情報の収集に努め、各主体間での問題意識や情報の共有化を図ります。

② 地域の活動団体等の連携促進

水環境保全に関する県民の活動を促進するため、活動団体等が一堂に会し、情報交換や環境教育・学習を行う機会を設けるとともに、これらの活動団体のネットワークづくりを支援します。

県民と連携しつつ指針を進める

水環境保全のための政策づくり

施策の推進の方向性

- ◆水環境施策に関係する県の全ての部局との調整を図る
- ◆ごみゼロおおいた作戦の中に位置づけ、県民総参加で取り組む
- ◆県民に情報を提供し、県民の意見を政策に反映させる
- ◆地域住民と深い関わりを持つ市町村と連携して取り組む

みんなで取組む 清らかな水環境づくり

県民と連携した施策の推進

- ◆各主体の取組の方向性
 - ①県民の一人ひとりが自発的に活動に取り組む
 - ②事業者は、事業活動における環境負荷の低減に努め、地域住民と連携して活動に取り組む
 - ③民間団体には、既成の枠を超えた独自の取組が期待されている
 - ④行政は、各種行政情報の提供を行うとともに、各主体間の連携促進に取り組む
- ◆パートナーシップのもとでの連携
 - ①水環境における課題や情報の共有化
 - ②地域の活動団体等の連携促進

図5-1 施策の進め方

表5-1 各主体の役割

施策項目	県民・民間団体	事業者	行政
水源域のかけがえのない水環境を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・名水として親しまれている溪流や湧水周辺の清掃 ・小川や水路等身近な水辺における親水・保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流や湧水など水源周辺の土地利用における環境配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源周辺の開発にかかる調整 ・水源周辺の生活排水対策など地域の公衆衛生の確保 ・水源域の水環境調査の実施
人と水の関わりにおける健全な水循環系を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養林や休耕田の管理育成の支援 ・生活用水の節水、雨水の貯留・有効利用 ・生態系を考慮した水辺環境づくりの普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の管理育成、水田、水路の適切な管理 ・事業活動用水の節水、農業用水の適正な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・農地の水源かん養機能の保全 ・河川の自然浄化機能の維持及び増進 ・適正な水需給計画の策定及び節水に向けた啓発
水環境への負荷の少ない社会を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策実践活動の推進 ・地域ぐるみの生活排水浄化活動 ・ごみの不法投棄防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場排水の負荷低減 ・廃棄物の適正処理の促進 ・環境保全型農業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域、事業場排水の水質監視 ・生活排水処理施設の整備 ・環境基準の類型指定・見直し ・総量削減計画の策定・進行管理
水辺における生態系の保全及び回復を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な水辺の保全活動 ・水質保全に係る行事への参加 ・水辺に親しむ活動の企画・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の環境保全活動 事業活動における水環境保全への配慮 市民が行う活動への技術的、経済的支援 	<ul style="list-style-type: none"> 水辺における多様な生態系の保全及び回復 県民の親水活動に対する支援 地域の活動団体の連携促進